

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三井住友海上文化財団定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当公益財団法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表1「年間報酬額」に定める金額の範囲内で、理事長が評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 理事長の報酬は、年間240万円までの範囲内で支給することができる。ただし、三井住友海上火災保険株式会社およびそのグループ会社から報酬を得ている期間は支給しないものとする。
- 4 前項の報酬は、年間報酬額の2分の1を6月と12月に支払うものとする。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。また、三井住友海上火災保険株式会社およびそのグループ会社からの出向者の報酬については、出向元の指示に従って支払うものとする。
- 5 非常勤の役員等(ただし、理事長を除く)に対する報酬は、源泉徴収後、別表2に定める金額とする。
- 6 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行日)

第1条 この規程は、2024年4月1日より施行する。

(別表1)

常勤役員の年間報酬額： 年間 850万円までの範囲内

(別表2)

非常勤役員等の報酬額： 6か月ごとに7万円の範囲内（源泉徴収後）
